

総会

配布：一般

2012年6月4日

原文：英語

人権理事会

第19特別会期

2012年6月1日

人権理事会により採択された決議*

S-19/1

シリア・アラブ共和国における人権状況の悪化およびエル・ホウラにおける最近の殺害

人権理事会は、

2011年12月19日の66/176と2012年2月16日の66/253の総会諸決議、2011年4月29日のS-16/1、2011年8月22日のS-17/1、2011年12月2日のS-18/1、2012年3月1日の19/1と2012年3月23日の19/22の人権理事会諸決議、および2012年4月14日の2042(2012)と2012年4月21日の2043(2012)の安全保障理事会諸決議を想起し、

近距離からの射撃によるまた近隣住宅地区への体制推進派および一連の政府の大砲と戦車の砲撃による重大な身体的虐待による文民の無慈悲な殺害を含む攻撃で、国際連合監視員により確認された、多数の男性、女性および子ども達の殺害並びにホムス近郊のエル・ホウラの村で100名以上が負傷したことを非難し、また全ての当事者によるあらゆる暴力の形態の全ての暴力を止めなければならないことをくり返し表明し、

2012年5月27日に出された声明において、国際連合人権高等弁務官がエル・ホウラにおける残虐行為は人道に対する罪に相当する可能性があることと述べたことを想起し、またシリア・アラブ共和国における状況を国際刑事裁判所に付託することを安全保障理事会に同弁務官がくり返し奨励したことに留意し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全並びに国際連合憲章の原則に対する人権理事会の強い公約を再確認し、

1. 適用可能な国際法および人口密集地における重火器の使用を停止することを含む、あらゆる形態の暴力を止めるという、安全保障理事会決議2042(2012)と20423(2012)の下でのシリア・

* この決議は、人権理事会の第19特別会期の報告書(A/HRC/S-19/2)に含まれる。

アラブ共和国政府の約束の違反を構成する、一般住民に対するそのような法外な武力の行使を考えられる最も激しい文言で非難する。

2. 全てが 10 歳以下の、49 名の子ども達の法外な殺害を最も激しい文言で非難する。
3. エル・ホウラにおける最近の殺害が、現在起こっている恣意的拘留、メディアへのアクセスの妨害および平和的集会の権利の制限を含む、シリア・アラブ共和国における継続的な人権侵害の文脈において、生じたという事実を憂慮する。
4. 再三の且つ組織的な人権侵害を通したものをを含んで、全てのシリア人の権利を保護しまた促進することに、シリア当局が失敗し続けていることを強調する。
5. シリア当局が、全ての暴力および全ての人権侵害に直ちに終わりをもたらしたその国民を保護するその責任を果たすという人権理事会の緊急の呼びかけをくり返し表明する。
6. シリア当局が、国際連合人権制度と使節団に、シリア・アラブ共和国内の充分且つ拘束を受けないアクセスと移動の自由を直ちに許可することを今一度求める。
7. 人道に対する罪に相当する可能性がある人権侵害を含む、広範、組織的且つ甚だしい人権侵害に責任を有する者の責任を問う目的で、国際法違反の国際的、透明な、独立した且つ迅速な調査を実施する必要性を強調する。
8. 調査委員会に対し、エル・ホウラにおける事件に対する、包括的な、独立したそして拘束を受けない特別調査を、国際基準に一致して、緊急に実施すること、また、可能な場合には、これらの残虐行為に責任を有すると見られる者を公然と特定すること、そしてこれらに責任を有する者の責任を問う目的で、可能な将来の刑事訴追若しくは将来の司法過程に対する犯罪の証拠を保存することを要請した同委員会に対し、その特別調査の調査結果の完全な報告を人権理事会の第 20 会期に同理事会に提供し、また、適切な場合には、関連する国際連合制度と調整することもまた要請する。
9. シリア当局に対し、調査委員会と十分に協力することおよび同委員会にその活動を実施するためシリア・アラブ共和国への完全且つ拘束を受けないアクセスを与えることを求める。
10. 国際連合の全ての加盟国に対し、加盟国がシリア当局に調査委員会の活動を実施するために求められるアクセスを同委員会に与えることを求めることを含むがそれに限定されずに、同委員会がその目的を達成するために必要な支援を提供することにより同委員会の任務において同委員会を援助することを求める。
11. シリア当局に対し、救援と人道援助を提供することを人道機関に許可するために、シリア・アラブ共和国のあらゆる地域への人道機関の速やかな、妨害のないそして完全なアクセスを与える

ことを求めまた全ての側に人道職員の安全を尊重することを求める。

12. 調査委員会が任務を実行するため、他の関連する国際連合機関と同委員会との、適切な場合には、協力を要請し、またこれに関連した国際連合人権高等弁務官と事務総長の援助を要請する。
13. 安全保障理事会決議 2042 (2012) に添付された、国際連合とアラブ連盟の合同特使、コフィー・アナン、の六項目提案のあらゆる要素の、前提条件無しでの、緊急の、包括的な且つ即時の実施を求める。
14. 国際連合とアラブ連盟の合同特使に対し、人権理事会に説明を提供するようその第 20 会期に招請する。
15. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 2 回会合
2012 年 6 月 1 日

[41 対 3、棄権 2 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通りである。]

賛成：

アンゴラ、オーストリア、バングラデッシュ、ベルギー、ベニン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、カメルーン、チリ、コンゴ、コスタ・リカ、チェコ共和国、ジブチ、グアテマラ、ハンガリー、インド、インドネシア、イタリア、ヨルダン、クウェート、キルギスタン、リビア、マレーシア、モルディブ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ナイジェリア、ノールウェー、ペルー、ポーランド、カタール、モルドバ共和国、ルーマニア、サウジ・アラビア、セネガル、スペイン、スイス、タイ、アメリカ合衆国、ウルグアイ

反対：

中国、キューバ、ロシア連邦

棄権：

エクアドル・ウガンダ]